

# ★10月のお知らせ★

事業主の  
みなさまへ

 **2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます！**

## ～年次有給休暇の消化義務～

世界各国と比較して、日本の有給休暇取得率は約50%と、アメリカやフランスなど30カ国を対象とした調査で最下位です。

政府は、2020年までに、有給休暇の取得率を70%にするという目標を掲げています。

そこで、労働者が有給休暇を取得することを、「企業の義務」とする法律ができました。

企業は、2019年4月1日より年10日以上の有給休暇を与えられた全ての労働者に、時季を指定して**毎年5日以上**の有給休暇を取得させなければなりません。



もっと詳しく知りたい皆様へ

**人事・労務担当者セミナー(働き方改革関連法実施に向けて企業の対応)開催**

10月18日(木) 寺山総合ビル3階にて お申し込み受付中！

## ＊平成30年度 最低賃金改定

現行  
**871円**



平成30年10月1日より

**898円**

(例) 月給者で平均所定労働時間が160時間の場合  
**898円×160時間=143,680円**以上の  
金額にする必要があります。ご注意ください！

※都道府県によって最低賃金は異なります。群馬県は10月6日より809円へ変更です。

## ＊厚生年金保険料 改定なし

現行のまま  
**18.3%**

〔 被保険者負担額  
9.15% 〕

本年の厚生年金保険料は、現行のままで  
変更はありません！

★平成30年10月の営業土曜日は  
以下のとおりです。

6日(土) 休  
13日(土) 休  
20日(土) 営業(労務)  
27日(土) 営業(労務)

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・  
トキワビジネス協同組合  
埼玉社会保険労務事務所  
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231

FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>

